

アメリカにおける同性婚裁判への対人援助科学による介入に関する研究 -社会福祉学に焦点をあてて

加藤 慶

1.はじめに・目的

本稿の問題意識は、社会福祉学の観点から日本における同性同士の結婚、すなわち同性婚をどのように理解し、どのような介入を行うべきであるのか、にある。日本の社会福祉学において、同性愛に関する研究はいくつか行われている。例えば長澤（2019,2020）は、アメリカの社会福祉専門職教育における位置づけや差別の状況、さらには健康を整理している。加藤（2020）は、社会福祉専門職の国際方針における同性愛の人々への支援の知見を述べる。一方、同性婚についてはどうか。日本においても諸外国と同様に、同性婚を認めることについての研究の蓄積がみられるに至っている。特に、同性婚に関する日本の先行研究は、主に法学分野において蓄積されており、社会福祉学における検討は行われていない。

日本における同性婚に関する主要な法学領域の先行研究は、(1) 他国における同性婚とくにアメリカにおける同性婚裁判に関する研究、(2) 日本における同性婚の成立に関する研究に分類される。まず、それぞれの研究動向を概観しておく。

まず、(1) 他国における同性婚とくにアメリカにおける同性婚裁判に関する研究に関して、近年、同性婚を認める国は増加しており、他国における同性婚に関する紹介や分析がみられる（注1）。特に、アメリカ合衆国における Obergefell v. Hodges 裁判（以下、アメリカ同性婚裁判）は、日本の法学分野において多くの分析や紹介が行われている（池谷,2015;小竹,2015;駒村,2016;紙谷,2016;上田,2016;根本,2016;西川,2018;小泉,2020）。

これらアメリカ同性婚裁判に関する法解釈の検討が行われる中、法社会学の観点から検討しているものが小泉（2020）である。小泉（2020）は、アメリカ同性婚裁判に関して、「宗教右派を中心に展開された反動はどのような言説や手段を用いて同性婚を阻止し、彼ら彼女らが理想とする『家族』を擁護しようとした」のか、「『家族の価値』という言説がいかなる影響力を持っていた」のか、「同性婚の実現を目指す動きと『家族の価値』を保持しようとするバックラッシュがもたらすダイナミズム」を、同性婚の実現を目指す当事者運動、キリスト教の宗教右派、政権動向、裁判過程をもとに検討している。

さらに西川（2018）は、アメリカ同性婚裁判の判決が出た後、アメリカにおいてどのような方向に家族、婚姻、法と家族の関係を向けていくのか、法の役割について検討している。西川（2018）は、検討結果として「ライフスタイルの問題として、だれかと共同生活をする場合、それが家族と同等の意味をその当事者に持つのであれば、そのような集団もまた、同じく家族関係類似の関係として法によって保護することが考えられてよ」く、「当事者が家族と考える集団を、それが永続的な関係と当事者が決断している場合、それを家族ととらえ、社会の様々なレベルで一体ととらえ、労働再生産と福祉の機能を担う集団として法が認識していくことも、ありうる」と述べる。そ

して、「どこまで家族の内部の問題を当事者自治に任せ、かつ、その構成員の安全をはかり、あるゆる外側からの差別を家族のあり方に対して排除するか」が法の役割であるとしている。

一方、同性婚を支持しない立場からの検討として池谷（2015）によるものがある。池谷（2015）は、米国における同性婚裁判を事例に、同性婚を認めることの問題点として（1）子どもへの影響、（2）婚姻制度への影響、（3）社会全体への影響を挙げる。まず、（1）子どもへの影響について、「個人の自己決定を全面に出しすぎると、本人同士が合意していれば、一夫多妻制や近親相姦も可となり、貞操義務の排除も簡単になされやすい。そうなれば、次世代の子ども達を保護するという婚姻制度の意義は後退し、当事者の意思のみが尊重されることは想像に難しくない」とし、「子どもの健全な発育は難しい」と述べる。また、（2）婚姻制度への影響について、アメリカ・キリスト教右派（注3）の活動組織である家族調査評議会（Family Research Council）の指摘をもとに、「同性同士でも結婚出来るとなれば、異性同士では当然と考えられてきた一夫一妻制や貞操義務の規範が揺らいでしまうのではないかと述べる。そして（3）社会全体への影響として、「同性カップルも異性カップルと法的にも事実上も同等に取り扱うべきことを強制されることを意味する」とし、「『父親と母親の揃った子育てこそ子どもの発育に最善である』という自明の事実さえ公言することも難しくなる。同性婚合法化の背景には、異性カップルのみならず同性カップルも親としての能力は変わらないという趣旨が暗に含まれて」おり、「本来の子育ての理想である『血の繋がった両親による子育ての重要性』を覆い隠してしまう」ことを指摘する。また、キリスト教では同性婚を認めていないことから、「国が正式に同性婚を認めることで、宗教活動を現実に阻害することになる」という。

次に、（2）日本における同性婚の成立に関する研究に関し、憲法学の観点からの検討として榎（2019）、民法における研究として二宮（2020）がある。

榎（2019）は、日本国憲法の学説を整理しつつ、日本国憲法が同性婚に対してどのような態度をとっているのか、禁止しているのか、容認しているのか、要請しているのかを検討している。それによれば、「憲法24条は異性カップルの婚姻の自由を保障していると言えるが、同性カップルの婚姻の自由、つまり同性婚を要請しているとまでは解することはできない」と述べる。一方、「憲法13条は婚姻の自由を保障すると理解できることから、同性カップルの婚姻の自由が24条で保障されなくても、13条で保障されると理解すべきである」とする。そして「法律婚という制度の目的が生殖の奨励や核家族の保護であっても、共同生活を営むことへの法的承認であっても、同性婚を認めない現行法はもはやその正当性が疑わしく、憲法13条、14条1項に違反すると考えられる」と結論づけている。

二宮（2020）は、明治民法以降の婚姻法の沿革と婚姻法の原理の変遷をたどり、婚姻法の立法目的を明らかにしている。そして以下4つを指摘し、同性婚導入の必然性を主張している。（1）現行憲法制定時および民法改正時において同性婚が想定されていなかったこと及びそのことは同性婚を排除するものではなく、婚姻法の立法目的と、近代的婚姻制度の原理を体現した現行婚姻法の原則に基づいて検討すべきこと。（2）明治民法以降、生殖能力が婚姻成立の要件とされたことはなく、婚姻制度に対して社会的に期待される役割も変化し、かつ個人から見た婚姻の目的が多様化しており、婚姻の目的を一義的に生殖・子育てとすることはできないことから、異性間に婚姻を限定する正当な理由は存在しないこと。（3）現行婚姻法の基本原則である婚姻の自由、婚姻における平等の

観点からは、同性婚の導入が可能であること、(4) それは異性婚が構築してきた社会秩序に影響を与えるものではなく、当事者の人格的結合関係を安定させるとともに、性のあり方の多様性に関する偏見・差別（スティグマ）を取り除くうえでも重要な意義を有すること。

以上の先行研究レビューの結果、法学領域における検討として、比較法研究、法社会学、及び憲法そして民法における法解釈学上の検討は確認されるが、これらの研究において家族のあり方や機能が繰り返し問題化される中で、主要な対人援助科学に基づく研究知見の検討が行われていないこと、が指摘できる。本稿の問題意識は、同性婚に関して社会福祉学の観点からどのように理解し、介入すべきであるのか、である。その検討のため、本稿ではアメリカ同性婚裁判に対して、主要な対人援助科学である医学・心理学・社会福祉学の知見を整理して確認し、どのような立場をとって介入をしたのかを文献をもとに整理することを目的とする。

2. 研究対象と方法

前述した目的のため、本稿ではまず、(1) 先行研究をもとにアメリカ同性婚裁判を概観する。次に、(2) アメリカの医学界・心理学界・社会福祉学界を代表するアメリカ医師会・アメリカ精神分析医学会、アメリカ心理学会（American Psychological Association=APA）、全米ソーシャルワーカー協会（National Association of Social Workers=NASW）などの主要な対人援助専門職団体が、同性婚に関する科学的研究成果を記してアメリカ合衆国連邦最高裁判所に提出した法廷助言書を分析対象とする（注2）。そして最後に、(3) 裁判結果に対するNASWの見解表明を確認する。

3. 結果

3-1. アメリカ同性婚裁判

本稿では、アメリカ合衆国連邦最高裁判所のObergefell v. Hodges裁判を「アメリカ同性婚裁判」と呼ぶ。まず、このアメリカ同性婚裁判の概要について、上田（2016）の研究に負いながら確認しておきたい。

この裁判の上訴人は、14組の同性カップルと同性のパートナーを失った二人の男性であり、被上訴人は、問題となる州法を行使する州の責任者である。被上訴人たちは、被時要素人は他州で合法化され、承認されている彼ら（同性愛者）の婚姻する権利を否定しており、合衆国憲法第14修正に違反していると主張し、上訴人は、在住するそれぞれの州の州地方裁判所に訴訟を提起した。各州の地裁では、上訴人を勝訴とする判決を下し、被上訴人は第6巡回区控訴裁判所に控訴し、裁判所は、州は同性婚に権限を与えるあるいは州外での同性婚を認める憲法上の義務を有さないとした。その後、アメリカ合衆国連邦最高裁判所は、5対4で、同性婚を禁止している4つの州の州法を、合衆国憲法第14修正のデュー・プロセス条項違反とし、アメリカにおいて同性婚を合法化したものである。

3-2. アメリカ連邦最高裁判所への法廷助言書

アメリカ同性婚裁判に関して、アメリカ合衆国連邦最高裁判所に対し、主要な対人援助科学である医学界・心理学界・社会福祉学界のそれぞれを代表する専門機関が法廷助言書（APA,2015）を提出している。具体的には、心理学界を代表するAPAのほか、ケンタッキー心理学会・オハイオ

心理学会、そして医学界を代表するアメリカ医師会、アメリカ精神医学会、アメリカ小児科学会、アメリカ家族医師アカデミー、アメリカ心理分析協会、そして家族療法からアメリカ結婚家族療法協会、ミシガン結婚家族療法協会が、さらに社会福祉学界を代表するNASWをはじめとする、NASWテネシー支部・NASWミシガン支部・NASWケンタッキー支部・NASWオハイオ支部が支持した「法廷助言書」である。この法廷助言書は、同性婚に関する医学・心理学・社会福祉学の知見を整理したうえで、同性婚を認めるようにアメリカ合衆国連邦最高裁判所に意見するものであった。以下、法廷助言書（APA,2015）の具体的内容を概観していく。

「異性愛であるカップルは、異性愛である個人以上の関係を共有することが出来る。そして、同性愛者であるカップルは、異性愛者であるカップル以上に、子どもを育て、子どもに安定した家族を提供することが出来る。それにもかかわらず、同性愛者であるカップルを結婚から除外した州法を支持する者の中には、この除外する判断は、同性愛と異性愛の関係の間、または同性愛と異性愛のカップルの育児能力の意味のある違いを反映していると主張している者がいる。これらの主張は、同性愛カップルとその家族について科学的知見が示していることとはまったく反対のものである。科学的知見に基づけば、同性愛は、人間の性の正常な表現であるという結論を強く支持する。ゲイの男性とレズビアン女性は、本質的な点で異性愛者の関係と同等の安定した献身的な関係を形成している。同性愛者のカップルは異性愛者の親と同じように子供を育てることに適しており、彼らの子どもは心理的に健康でよく養育されている。そして、同性愛カップルが結婚することに対しての要請を拒否することは、制度によるスティグマの例であり、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルの人々に対する否定的な扱いの原因となるものである。要するに、同性愛カップルが結婚することを許可することに対して、結婚制度を弱体化させ、子どもを傷つける、という主張は科学的根拠に基づいた知見とは矛盾するものである」。

そして「同性婚に反対する者の一部が、反同性婚法を正当化するために使用しているステレオタイプに基づいた理論的根拠とするものは研究結果は異なり、「同性愛カップルを結婚から除外することには科学的な正当性がない」と述べる。

また、同性愛カップルが子どもを養育することに関し、「子どもに影響を与える要因は、親の性別や性的指向に依存しない。過去30年間の何百もの研究により、子どもと大人の健康的な適応に関連する要因、つまり子どもと大人が日常生活でうまく機能することを可能にする影響は研究されており、発達心理学の著名な権威が述べるように、蓄積された経験的証拠に基づけば、家族構成に関係なく子どもは成長し、そして親の性的指向と、親と子の間の生物学的関連性は予測的重要性がほとんど、またはまったくない」と述べる。「親子関係の質的調査によると、子どもの成長は、親子関係の質（親の暖かさ、一貫性、安定性などの属性を含む）によって影響を受けることが示されており、両親が安全な家庭環境の文脈で愛情のこもった指導を提供する子どもは、両親の性的指向に関係なく、より積極的な成長を示し」ており、「要するに、子どもの成長は異性愛者によって育てられたかどうかに関係はない」と述べる。「同性愛カップルが異性愛者のカップルよりも健康で能力のある親である、または彼らの子どもが心理的に健康ではないと結論付ける科学的根拠は存在しない。異性愛者のカップルは同性愛者のカップルよりも良い親である、またはレズビアンやゲイの親の子どもは異性愛者の親の子どもよりも悪い影響があるという主張は、累積的な科学的証拠によって裏付けられていない。これらのグループを直接比較すると、ゲイとレズビアンの親は異性愛

者の親と同じくらい健康で有能であり、彼らの子どもは心理的に健康であることが調査により明らかとなっている」。法廷助言書では、さらにアメリカ精神医学会による同性カップルの市民結婚の法的承認を支持した公式声明を引用し、「レズビアンやゲイの男性によって育てられた子供たちは、異性愛者の関係の中で育てられた子どもたちよりもうまく養育されていない、という研究結果はない」点を強調して述べ、「同性愛カップルの結婚を許可することは、彼らが育てる子どもたちにプラスの効果をもたらす可能性が高い」としている。

法廷助言書では、これらの研究知見をもとに、同性婚について「同性カップルを結婚から除外する州法に基づいて行われた結婚は、科学的証拠と矛盾しており、特定可能な少数派に対する不当な反感を反映したものである。重要な社会の構成員からゲイの男性とレズビアンを排除することで、これらの法律は、同性の人々の間の親密な関係は異性愛者の関係よりも劣っている、という州の判断を社会に伝えるものであり、これこそスティグマの本質である。汚名を着せられた状態または地位は、社会によって否定的に評価され、基本的に個人の社会的アイデンティティを定義し、それを持っている人に不利益をもたらすものである。スティグマは『望ましくない違い』として特徴付けられるが、法律、そして個々の行動において、多数派グループと少数派グループの地位が異なることを認める法律は、少数派に認識された『違い』を浮き彫りにし、それによって、追放、嫌がらせ、差別、暴力など、不利なグループに対しての偏見的な態度や個人の行動を正当化する傾向がある」。そして「同性婚を禁止し、州外で行われた同性婚を認めることを拒否する法律は、制度上のスティグマの例である。これらの同性婚を認めることを拒否する法律の『公言された目的と実際的な効果』は、同性カップルに対する『不利益、別の地位、そして汚名を課すこと』である」と述べ、同性婚を法的に認めるよう要請した。

3.3. アメリカ同性婚裁判に対するNASWの意見表明

2013年6月26日、アメリカ合衆国連邦裁判所は、アメリカ同性婚裁判に関し、すべての州で同性婚を認める判断を下した。中林（2020）が指摘するように、アメリカにおいて、法廷助言書が、どこまで裁判に影響を及ぼすかを考えることは容易ではない。しかし、本稿の問題意識は、社会福祉学の観点から日本における同性同士の結婚、すなわち同性婚をどのように理解し、社会福祉専門職はどのような介入を行うべきかを検討することにある。そのため、米国において、医学界・心理学界・社会福祉学界がどのような判断をし、介入したのかは重要な知見となる。アメリカ合衆国連邦裁判所が同性婚を認める判断を下した同日、NASWは、裁判に対する以下の見解を表明している（NASW,2013）。

「NASWは、米国最高裁判所が本日、結婚防衛法を違憲とする判決を下したことを称賛する」。「画期的な最高裁判所判決は、同性婚に対する国の支持が高まり、LGBTの市民権が強化されることを示すものである」（NASW,2013）。「NASWは、他の専門機関と連携し、法廷助言書を裁判所に提出してきた。ソーシャルワーク専門職は、社会正義、平等、そしてアメリカで最も弱い立場にある個人やグループのための憲法上の保護を求め、一貫して戦ってきた。ソーシャルワーカーは、他の社会正義や公民権の擁護者とともに、自由を守り、すべての人に機会を確保するために不可欠な役割を果たしており、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々が、仕事、家族、キャリア、健康において、他の社会の構成員と同等の保護と機会を得ることができると

信じている。アメリカでは、人口の3%に当たる約900万人の成人が、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー（LGBT）であると認識している。性的指向、性別、性自認に基づく差別や偏見は、その実態がどうであれ、当事者の社会的、情緒的、心理的、身体的、経済的な幸福に悪影響を及ぼすものである。そして、差別や偏見は社会にも悪影響を及ぼす。したがって、NASWは、すべてのLGBTの個人とその家族の地位と幸福を向上させる政策と実践を推進することに尽力していく。NASWは、今日の判決が、すべてのアメリカ人が認められた結婚による経済的利益と平等な尊厳を享受する権利があるというメッセージを発していることを喜ばしいものであると認識している」（NASW,2013）。

4. 考察とまとめ

本稿の問題意識は、同性婚に関して社会福祉学の観点からどのように理解し、介入すべきであるのか、である。これまで文献をもとに整理した知見を確認しておく。アメリカ同性婚裁判に関して、主要な対人援助科学であるアメリカの医学界・心理学界・社会福祉学界を代表する専門機関は、その知見を整理してまとめた法廷意見書を提出し、同性婚を認めるべきよう要請する介入を行っていた。また、社会福祉学界の同性婚に対する認識に焦点をあてると、「NASWは、他の専門機関と連携し、法廷助言書を裁判所に提出してきた。社会福祉専門職は、社会正義、平等、そしてアメリカで最も弱い立場にある個人やグループのための憲法上の保護を求め、一貫して戦ってきた」（NASW,2013）と述べ、社会正義、平等、そして弱い立場にある個人やグループのために憲法上の保護を求めるものとして同性婚を位置づけていた。

では、日本ではどうか。日本においても、アメリカと同様に、同性婚に関する裁判が行われるに至っている。同性婚が認められないのは婚姻の自由を保障する日本国憲法に違反するとして、北海道在住の同性愛カップルが国を訴え、2021年3月17日、札幌地方裁判所は、国への賠償請求を棄却し、日本国憲法24条には違反しないものの、「法の下での平等」を定めた日本国憲法14条に違反するとして違憲の判決を下している（BBC,2021）。

本判決に対して、2021年3月25日、社会福祉学を基盤とする社会福祉専門職団体である公益社団法人日本社会福祉士会及び公益社団法人日本精神保健福祉士協会は、「同性同士の婚姻が認められないことが合理的根拠を欠く差別的取り扱いとして違憲性を明確に認めたことを評価します」との見解を公表し、さらに「私たちは、差別、抑圧、排除などの無い、共生に基づく社会正義の実現をはじめ、基本的人権が尊重される公正・公平な社会の実現を目指」すことを表明している（日本社会福祉士会・日本精神保健福祉士協会,2021）。本稿において整理したように、アメリカにおける知見を先行事例として捉えれば、日本の社会福祉専門職団体の見解は支持されるものである。

また、池谷（2015）の同性婚を認めることの問題点の指摘、すなわち、(1) 子どもへの影響、(2) 婚姻制度への影響、(3) 社会全体への影響は、アメリカ同性婚裁判の際にも、キリスト教右派によって繰り返し主張された言説である（小泉,2020）。しかし、本稿が整理したように、アメリカの主要な対人援助科学である医学・心理学・社会福祉学界が、科学的根拠に基づく知見をアメリカ合衆国連邦最高裁判所に提出した法廷意見書をもとにすれば、その問題点は支持されるものではないと考える。今後、アメリカと同様に、日本の対人援助専門職は主要な対人援助科学の専門機関と連携し、その知見を積極的に司法や社会に提供していくことも必要である。

- 注1) 多くの論稿があるが、イギリスにおける同性婚議論の分析・紹介をしている論稿として河島 (2014)、ドイツにおけるものとして渡邊 (2017)、台湾におけるものとして蔡 (2017)、林 (2019) を挙げておく。
- 注2) アメリカの法廷助言書については北見 (2015)、中林 (2020) が詳しい。
- 注3) キリスト教右派について、本稿では小泉 (2020) の説明に従い、福音派プロテスタントの人々により形成される伝統的価値観の復活を目指す運動であり、保守的な政治勢力として活動する宗教団体を指す。

文献

- 1 榎透「日本国憲法における同性婚の位置」『専修法学論集』135, 2019, pp.15-44.
- 2 林秀雄「台湾における準同性婚姻法の制定について」小林貴典(訳), 『戸籍時報』789, 2019, pp.22-27.
- 3 池谷和子「アメリカ連邦最高裁判決と同性婚の問題点」『現代社会研究』13, 2015, pp.91-99.
- 4 加藤慶「LGBT支援に関するソーシャルワーク専門職の国際方針」『保健の科学』62(4), 2020, pp.255-259.
- 5 紙谷雅子「Obergefell v. Hodgesについて:アメリカ法の立場から」『アメリカ法』, 2016-2, 2016, pp.235-262.
- 6 河島太郎「立法情報イギリス2013年同性婚法の制定」『外国の立法』(月刊版:立法情報・翻訳・解説), 259, 2014, pp.10-11.
- 7 北見宏介「アミカスキュリエとしての政府」『名城法学』65(1・2), 2015, pp.223-244.
- 8 駒村圭吾「同性婚訴訟と憲法解釈: Obergefell v. Hodges 事件判決をめぐって」『アメリカ法』2, 2016, pp.209-234.
- 9 小泉明子『同性婚論争-「家族」をめぐるアメリカの文化論争』慶應義塾大学出版会, 2020
- 10 小竹聡「Obergefell v. Hodges, 135 S.Ct.2584(2015) 判決(2015年6月26日)」『法学セミナー』749, 2017, pp.8-12.
- 11 中林暁生「憲法裁判におけるアミカスキュリエの意義-合衆国最高裁判所とアミカスキュリエ」『北大法学論集』70(5), 2020, pp.114-123.
- 12 長澤紀美子「社会福祉専門職養成教育における『性的指向』『性自認』に関する教育内容の検討-アメリカの専門職教育における指針等を参考に-」『高知県立大学紀要』(社会福祉学部編), 68, 2019, pp.81-94.
- 13 長澤紀美子「SOGIに基づく差別とLGBTの健康課題:アメリカ・ソーシャルワーカー職能団体の指針を参考に」『保健の科学』62(4), 2020, pp.248-254.
- 14 二宮周平「同性婚導入の可能性と必然性」『立命館法学』393・394, 2020, pp.610-626.
- 15 根本猛「同性婚とアメリカ合衆国憲法」『静岡法務雑誌』8, 2016, pp.5-37.
- 16 西川理恵子「アメリカにおける家族の変容と同性婚」『法学研究』91(2), 2018, pp.99-122.
- 17 日本社会福祉士会・日本精神保健福祉士協会「『結婚の自由をすべての人に』の札幌地裁判決への見解」(https://www.jacsw.or.jp/05_seisakuteigen/files/021/0210325.pdf), 2021, 2021年6月15日接続

- 18 蔡秀卿「ロー・ジャーナル台湾でアジア初の同性婚の法的保障へ:民法が同性婚を認めていないことは違憲だとする大法官第748号解釈(2017年5月24日宣告)」『法学セミナー』62(10), 2017,pp.1-5.
- 19 上田宏和「Obergefell判決における同性婚と婚姻の権利」『創価法学』46(1), 2016,pp.1-31.
- 20 渡邊泰彦「同性婚による婚姻概念の変容:ドイツ連邦議会法務・消費者保護委員会公聴会より」『同志社法学』68(7), 2017,pp.2675-2713.
- 21 APA「Amicus brief」(<https://www.apa.org/about/offices/ogc/amicus/obergefell-supreme-court>),2015,2021年6月15日接続
- 22 BBC「同性婚を認めないのは『違憲』札幌地裁が初の判断」(<https://www.bbc.com/japanese/56424717>),2021,2021年6月15日接続
- 23 NASW「NASW statement on Supreme Court's same-sex marriage rulings」(<https://www.socialworkers.org/News/News-Releases/ID/268/NASW-statement-on-Supreme-Courts-same-sex-marriage-rulings>), 2013,2021年6月15日接続